

第4回武蔵村山市市民協働推進会議 会議次第

日 時：平成26年9月22日（月）
午後6時から
場 所：中部地区会館（市役所4階）
401大集会室

時間配分	日 程	内 容
18:00	開 会	
18:00～18:05	報 告 事 項	1 第3回武蔵村山市市民協働推進会議の会議結果について 2 第二次審査辞退団体について
18:05～18:10	議 題 1	武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の第二次審査について
18:10～20:45		提案団体による企画発表（プレゼンテーション及び質疑応答） （3団体）
20:45～21:00	議 題 2	その他 1 次回以降の会議の開催日程 2 その他
21:00	閉 会	

報告事項 1 第3回武蔵村山市市民協働推進会議の会議結果について

7月17日（木）に開催された第3回市民協働推進会議の会議録については、別紙のとおりとする。

報告事項 2 第二次審査辞退団体について

第二次審査を辞退した団体について報告する。

議題 1 武蔵村山市協働事業提案制度の提案事業の第二次審査について

武蔵村山市協働事業提案制度における提案事業審査要領より

4 審査の方法

(2) 第二次審査

ア 審査の通則

第一次審査により選定された提案事業について審査する。

イ 審査方法

市民協働推進会議において行う応募書類に基づく提案団体からの公開プレゼンテーション及びこれに伴う質疑応答によって行う。

ウ プレゼンテーションを行う者

(ア) プレゼンテーションを行う者は、書類選定事業の提案団体の代表者又はその関係者とする。

(イ) 書類選定事業が複数の団体により共同して提案されたものであるときは、当該提案団体の間で、前号によるプレゼンテーションを行う者を調整するものとする。

エ プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションは、実施要綱第5条第1項各号に掲げる書類の内容に関する説明を行うものとし、第一次審査選定事業と関連性のないもの及び他の事業などに対する賛否を表明することはできない。

オ プレゼンテーションの方法等

(ア) プレゼンテーションは、事業ごとに行うものとする。

(イ) プレゼンテーションごとに当該説明に対する審査委員の質疑を行うものとする。

(ウ) プレゼンテーションの順序は、原則として実施要綱第5条第1項の規定による提案の受付順とする。

(エ) プレゼンテーションの時間は、一事業当たり20分以内とする。

(オ) プレゼンテーションの開催時には、実施要綱第5条第1項第1号から第4号までの事業提案に係る書類及びプレゼンテーションを行う者が用意した資料を、傍聴のための来場者に配布する。

カ 審査基準

審査は、別表に掲げる審査基準により、審査委員が5点満点で評価する。

キ 採択すべき事業

前項審査基準により、各審査委員が評価した点数を集計し、各審査委員の合計点数が満点合計の6割以上の事業とする。ただし、6割未満の事業であっても、審査委員の過半数が推薦する事業については、採択すべき事業とすることができる。

◆協働型事業【1人合計持ち点45点満点×10人×6割】

5点満点×9審査項目×推進会議委員10人×6割＝270点

270点以上得た事業を採択する協働事業として決定することができる。

◎団体育成型事業【1人合計持ち点40点満点×10人×6割】

5点満点×8審査項目×推進会議委員10人×6割＝240点

240点以上得た事業を採択する協働事業として決定することができる。

提案団体による企画発表（プレゼンテーション及び質疑応答）

時 間	内 容	プレゼンテーション実施団体等
18:10～18:55	プレゼンテーション 1 番目 (15 分+質疑応答 30 分)	【団体名】 特定非営利活動法人シニアメイトサービス 【事業名】 高齢者いきいき講座
18:55～19:05	交替準備	
19:05～19:50	プレゼンテーション 2 番目 (15 分+質疑応答 30 分)	【団体名】 むさし村山ストリートダンス協会 【事業名】 ムラッパーによる武蔵村山市認知度アップ 作戦
19:50～20:00	交替準備	
20:00～20:45	プレゼンテーション 3 番目 (15 分+質疑応答 30 分)	【団体名】 いつひよファミリ～ with 石田倫依 【事業名】 ひろげよう！子育て支援の輪プロジェクト

議題 2 その他

1 次回の会議の開催日程

第 5 回 平成 2 6 年 9 月 2 5 日 (木) 午後 6 時 ～
場所 中部地区会館 (市役所 4 階) 4 0 1 大集会室

2 その他